

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照条文

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>(厚生年金保険法の一部改正)</p> <p>第一条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>附則第二条の二の次に次の一条を加える。</p> <p>(適用事業所に関する経過措置等)</p> <p>第二条の三 私立学校教職員共済法附則第十項の規定により学校法人とみなされる私立の幼稚園を設置する者、同項に規定するみなし幼保連携型認定子ども園を設置する者又は特例設置幼保連携型認定子ども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第号)附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定子ども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定子ども園をいう。)をいう。以下この項において同じ。)を設置する者(法人を除き、その設置する一の幼稚園、みなし幼保連携型認定子ども園又は特例設置幼保連携型認定子ども園において常時使用する従業員の数が五人未満であるものに限る。))は、この法律の適用については、当分の間、第六条第一項第二号に</p>	<p>(厚生年金保険法の一部改正)</p> <p>第一条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>附則第二条の二の次に次の一条を加える。</p> <p>(適用事業所に関する経過措置等)</p> <p>第二条の三 私立学校教職員共済法附則第十項の規定により学校法人とみなされる私立の幼稚園を設置する者又は同項に規定する総合子ども園を設置する者(法人を除き、その設置する一の幼稚園又は同項に規定する総合子ども園において常時使用する従業員の数が五人未満であるものに限る。))は、この法律の適用については、当分の間、第六条第一項第二号に規定する法人とみなす。</p>

規定する法人とみなす。

2・3 (略)

(略)

附則

(調整規定)

第八十六条 施行日が子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日前となる場合には、同日の前日までの間における改正後厚生年金保険法附則第二条の三第一項の規定の適用については、同項中「同項に規定するみなし幼保連携型認定子ども園を設置する者又は特例設置幼保連携型認定子ども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定子ども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定子ども園をいう。）をいう。以下この項において同じ。）を設置する者（法人を除き、その設置する一の幼稚園、みなし幼保連携型認定子ども園又は特例設置幼保連携型認定子ども園）」とあるのは、「（法人を除き、その設置する一の幼稚園）」とする。

(国民年金法の一部改正)

第八十七条 国民年金法の一部を次のように改正する。

(略)

2・3 (略)

(略)

附則

(調整規定)

第八十六条 施行日が子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日前となる場合には、同日の前日までの間における改正後厚生年金保険法附則第二条の三第一項の規定の適用については、同項中「又は同項に規定する総合子ども園を設置する者（法人を除き、その設置する一の幼稚園又は同項に規定する総合子ども園）」とあるのは、「（法人を除き、その設置する一の幼稚園）」とする。

(国民年金法の一部改正)

第八十七条 国民年金法の一部を次のように改正する。

(略)

附則第九条の二の三中「厚生年金保険法」を「又は厚生年金保険法」に改め、「又は他の被用者年金各法による退職共済年金（厚生年金保険法附則第七条の三第三項又は第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金に相当するものとして政令で定めるものに限る。）の受給権者」を削る。

(略)

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八十八条 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

(略)

附則第八条の二の見出しを「（厚生年金保険の被保険者であつた期間及び共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間の特例）」に改め、同条中「又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間」を「又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第四号厚生年金被保険者期間」という。）」に、「若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた期間又は」を「若しくは同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第四号厚生年金被保険者期間」という。）又は」に改め、「第三十二条第六項」との下に「、「厚生年金保険の被保険者であつた期間」とあるのは「厚生年金保険の被保険者であつた期間又は昭和六十年改正法附則第八条第二項各号（第一号を除く。）に掲げる期間であつて昭和六十一年四月一日前の期間に係るもの」と、「日本私立学校振興・共済事業団の確認」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の確認を、当該昭和六十年改正法附則第八条第二項各号（第一号を除く。）に掲げる期間であつて昭和六十一年四月

附則第九条の二の五中「厚生年金保険法」を「又は厚生年金保険法」に改め、「又は他の被用者年金各法による退職共済年金（厚生年金保険法附則第七条の三第三項又は第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金に相当するものとして政令で定めるものに限る。）の受給権者」を削る。

(略)

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八十八条 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

(略)

附則第八条の二の見出しを「（厚生年金保険の被保険者であつた期間及び共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間の特例）」に改め、同条中「又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間」を「又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第四号厚生年金被保険者期間」という。）」に、「若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた期間又は」を「若しくは同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第四号厚生年金被保険者期間」という。）又は」に改め、「第三十二条第八項」との下に「、「厚生年金保険の被保険者であつた期間」とあるのは「厚生年金保険の被保険者であつた期間又は昭和六十年改正法附則第八条第二項各号（第一号を除く。）に掲げる期間であつて昭和六十一年四月一日前の期間に係るもの」と、「日本私立学校振興・共済事業団の確認」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の確認を、当該昭和六十年改正法附則第八条第二項各号（第一号を除く。）に掲げる期間であつて昭和六十一年四月

一日前の期間に係るものについては、当該各号に掲げる期間の区分に応じそれぞれ当該国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団の確認」とを加える。

(略)

附則第三十五条第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第二項中「年金保険者」を「実施機関」に改め、同項第一号中「昭和六十年私立学校教職員共済改正法」を「私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百六号)」に改める。

(略)

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九十一条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

(略)

附則第十六条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「第九項」を「第五項、第十項、第十一項」に、「第十一項から第十三項まで」を「第十三項から第十五項まで」に、「同法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第二項中「第五項、第六項、第九項、第十二項及び第十三項」を「第六項から第八項まで、第十項、第十一項、第十四項及び第十五項」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第七十七条、第七十八条」を「第七十七条第一項、第七十八条第一項」に、「第九十条第一項及び第四項」を「第九十条第一

一日前の期間に係るものについては、当該各号に掲げる期間の区分に応じそれぞれ当該国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団の確認」とを加える。

(略)

附則第三十五条第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第二項中「昭和六十年私立学校教職員共済改正法附則第六条第一項第三号イ」を「私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百六号。以下「昭和六十年私立学校教職員共済改正法」という。)附則第六条第一項第三号イ」に、「年金保険者」を「実施機関」に改める。

(略)

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九十一条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

(略)

附則第十六条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「第九項」を「第五項、第十項、第十一項」に、「第十一項から第十三項まで」を「第十三項から第十五項まで」に、「同法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第二項中「第五項、第六項、第九項、第十二項から第十三項まで」を「第六項から第八項まで、第十項、第十一項、第十四項から第十七項まで」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第七十七条、第七十八条」を「第七十七条第

項及び第五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「同法第五条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる法律」を「厚生年金保険法」に、「技術的読替え」を「読替えその他必要な事項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 (略)

(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正)

第九十三条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

(略)

附則第十六条第一項中「第十九項及び第二十項」を「及び第十九項から第二十二項まで」に改め、同条第二項中「第十五項、第十九項及び第二十項」を「第十二項、第十六項、第十七項及び第二十項から第二十二項まで」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第二十項中「第七十八条」を「第七十八条第一項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条

一項、第七十八条第一項」に、「第九十条第一項及び第四項」を「第九十条第一項及び第五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「同法第五条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる法律」を「厚生年金保険法」に、「技術的読替え」を「読替えその他必要な事項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 (略)

(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正)

第九十三条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

(略)

附則第十六条第一項中「第十九項及び第二十項」を「及び第十九項から第二十二項まで」に改め、同条第二項中「第十五項及び第十九項から第二十二項まで」を「第十二項、第十六項、第十七項及び第二十項から第二十四項まで」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第二十二項を同条第二十四項とし、同条第二十一項を同条第二十三項とし、同条第二

第十九項中「第七十七条」を「第七十七条第一項」に、「第七十八条、第九十条第一項及び第四項」を「第七十八条第一項、第九十条第一項及び第五項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「同法第五条第一項各号に掲げる法律」を「厚生年金保険法」に、「技術的読替え」を「読替えその他必要な事項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条中第十七項を第十九項とし、第十六項を第十八項とし、第十五項を第十七項とし、第十四項の次に次の二項を加える。

15・16 (略)

(略)

(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九十八条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）の一部を次のように改正する。

(略)

(削除)

(削除)

(削除)

十項中「第七十八条」を「第七十八条第一項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第七十七条」を「第七十七条第一項」に、「第七十八条、第九十条第一項及び第四項」を「第七十八条第一項、第九十条第一項及び第五項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「同法第五条第一項各号に掲げる法律」を「厚生年金保険法」に、「技術的読替え」を「読替えその他必要な事項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条中第十七項を第十九項とし、第十六項を第十八項とし、第十五項を第十七項とし、第十四項の次に次の二項を加える。

15・16 (略)

(略)

(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九十八条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）の一部を次のように改正する。

(略)

附則第四十条の二第三項中「前項」を「前項」に改め、「ついで」の下に「同法第八十条第二項及び第八十一条の二の三の規定は当該退職年金等に関する処分について」を加える。

附則第四十条の三に次の一項を加える。

2 国民年金法第八十条第二項及び第八十一条の二の三の規定は、前項の規定により同法の規定を適用するものとされた退職年金等に関する処分について準用する。

附則第四十二条の二第四項中「第二項」を「第二項」に改め、「ついで」の下に「同法第八十条第二項及び第八十一条の二の三の規定は当該障害年金に関する処分について」を加える。

(略)
(削除)

(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九十九条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百十号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の六中「第九十九条第三項第二号」を「第九十九条第四項第二号」に改める。

(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二百二条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

(略)

(削除)

(削除)

(略)

附則第六十五条の次に次の一条を加える。

(事務の区分)

第六十五条の二 附則第四十条の二第三項、第四十条の三第二項及び第四十二条の二第四項において準用する国民年金法第百八条の二の三の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九十九条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百十号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の八中「第九十九条第三項第二号」を「第九十九条第四項第二号」に改める。

(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二百二条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

(略)

附則第四十七条の二第三項中「前項」を「前項」に改め、「について」の下に「、同法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は当該退職年金等に関する処分について」を加える。

附則第四十七条の三に次の一項を加える。

2 国民年金法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は、前項の規定により同法の規定を適用するものとされた退職年金等に関する処分について準用する。

(削除)

(略)

(削除)

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第百三条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

(略)

(削除)

附則第四十八条の二第四項中「第二項」を「第二項」に改め、「について」の下に「、同法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は当該障害年金に関する処分について」を加える。

(略)

附則第二百二十四条の次に次の一条を加える。

(事務の区分)

第二百二十四条の二 附則第四十七条の二第三項、附則第四十七条の三第二項及び附則第四十八条の二第四項において準用する国民年金法第百八条の二の三の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第百三条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

(略)

附則第六条の次に次の一条を加える。

(事務の区分)

第六条の二 私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国家公務員共済改正法附則第四十条の二第三項、第四十条の三第二項及び第四十二条の二第四項において準用する国民年金法第百八条の二の三の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四百四条 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

(削除)

(略)

第六百六条 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第九条」に、「第十一条」を「第十条」に、「第十三条」を「第十二条」に、「第十四条」を「第十三条」に、(中略)改める。

第二条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同条第七号中「第百三条」を「第六十一条」に改め、同号を同条第五号とする。

(略)

第十七条第一項中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に、「第十三条」を「第十二条」に改め、同条第二項第一号中「第十四条第二項第三号イ」を「第十三条第二項第三号イ」に改め、同項第二号中「第十四条第二項第三号ロ」を「第十三条第二項第三号ロ」に改め、同条第四項中「被用者年金各法による死亡を支給事由とする年金たる給付」及び「遺族厚生年金等」を「遺族厚生年金」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十七条 削除

(私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四百四条 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の五第三項中「私立学校教職員共済法による長期給付」を「日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)第二十三条第一項第七号に規定する保険給付」に改める。

(略)

第六百六条 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第九条」に、「第十一条」を「第十条」に、「第十三条」を「第十二条」に、「第十四条」を「第十三条」に、「第十七条の二」を「第十七条」に、(中略)改める。

第二条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同条第七号中「第百三条」を「第六十一条」に改め、同号を同条第五号とし、同条第八号を同条第六号とする。

(略)

第十七条第一項中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に、「第十三条」を「第十二条」に改め、同条第二項第一号中「第十四条第二項第三号イ」を「第十三条第二項第三号イ」に改め、同項第二号中「第十四条第二項第三号ロ」を「第十三条第二項第三号ロ」に改め、同条第四項中「被用者年金各法による死亡を支給事由とする年金たる給付」及び「遺族厚生年金等」を「遺族厚生年金」に改め、同条を第十六条とする。

第十七条の二中「第十一条から第十三条まで」を「第十条から第十

(略)

附則第六条中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改める。

(略)

附則第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

附則第十九条から第三十一条までを削る。

(略)

第一百八条 削除

(調整規定)

第二百二十九条 施行日が子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の前日である場合には、前条中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(表略)

(子ども・子育て支援法の一部改正)

第五百五十八条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

二条まで」に改め、同条を第十七条とする。

(略)

附則第六条中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に、「第二十九条の二」を「第十八条」に改める。

(略)

附則第十八条から第二十九条までを削り、附則第二十九条の二を附則第十八条とする。

附則第三十条及び第三十一条を削る。

(略)

(地方自治法の一部改正)

第一百八条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

(略)

(調整規定)

第二百二十九条 施行日が子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の前日である場合には、前条中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(表略)

(子ども・子育て支援法の一部改正)

第五百五十八条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項第一号中「事業主」の下に「（次号から第四号までに掲げるものを除く。）」を加える。

第七十条第一項中「次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額」を「厚生年金保険法に基づく保険料の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額」に改め、「国家公務員共済組合法第四十二条第十一項に規定する産前産後休業、地方公務員等共済組合法第四十二条の二第二項第五号に規定する産前産後休業若しくは私立学校教職員共済法第二十二条第十一項に規定する産前産後休業」を削り、「同表の上欄に掲げる法律」を「厚生年金保険法」に、「行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しない」を「行わない」に改め、同項の表を削る。

（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二百五十九条 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第号）の一部を次のように改正する。

（略）

第十九条のうち私立学校教職員共済法第二十二条第一項の改正規定中「標準給与の等級」を「標準報酬月額の等級」に、「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に、「給与月額」を「報酬月額」に、

「第三十一級 六二〇、〇〇〇円 六〇五、〇〇〇円以上」を

「第三十一級 六二〇、〇〇〇円 六〇五、〇〇〇円以上 六三

第七十条第一項第一号中「事業主」の下に「（次号から第四号までに掲げるものを除く。）」を加える。

第七十一条第一項中「次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額」を「厚生年金保険法に基づく保険料の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額」に改め、「国家公務員共済組合法第四十二条第十一項に規定する産前産後休業、地方公務員等共済組合法第四十二条の二第二項第五号に規定する産前産後休業若しくは私立学校教職員共済法第二十二条第十一項に規定する産前産後休業」を削り、「同表の上欄に掲げる法律」を「厚生年金保険法」に、「行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しない」を「行わない」に改め、同項の表を削る。

（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二百五十九条 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第号）の一部を次のように改正する。

（略）

第十九条のうち私立学校教職員共済法第二十二条第一項の改正規定中「標準給与の等級」を「標準報酬月額の等級」に、「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に、「給与月額」を「報酬月額」に、

「第三十一級 六二〇、〇〇〇円 六〇五、〇〇〇円以上」を

「第三十二級 六二〇、〇〇〇円 六〇五、〇〇〇円以上 六三

第三十二級	六五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円未満	六三五、〇〇〇円以上	六六
第三十三級	六八〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円未満	六六五、〇〇〇円以上	六九
第三十四級	七一〇、〇〇〇円	〇、〇〇〇円未満	六九五、〇〇〇円以上	七三
第三十五級	七五〇、〇〇〇円	〇、〇〇〇円未満	七三〇、〇〇〇円以上	七七
第三十六級	七九〇、〇〇〇円	〇、〇〇〇円未満	七七〇、〇〇〇円以上	八一
第三十七級	八三〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円未満	八一〇、〇〇〇円以上	八五
第三十八級	八八〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円未満	八五五、〇〇〇円以上	九〇
第三十九級	九三〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円未満	九〇五、〇〇〇円以上	九五
第四十級	九八〇、〇〇〇円	〇〇五、〇〇〇円未満	九五五、〇〇〇円以上	一、〇〇五、〇〇〇円未満
第四十一級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上	一、〇五五、〇〇〇円以上	一、〇〇五、〇〇〇円未満
第四十二級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上	一、一〇五、〇〇〇円以上	一、〇〇五、〇〇〇円未満
第四十三級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一五、〇〇〇円未満	一、一五五、〇〇〇円以上	一、一〇五、〇〇〇円未満
第四十四級	〇円	一、一七五、〇〇〇円未満	一、一七五、〇〇〇円以上	一、一〇五、〇〇〇円未満

第三十三級	六五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円未満	六三五、〇〇〇円以上	六六
第三十四級	六八〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円未満	六六五、〇〇〇円以上	六九
第三十五級	七一〇、〇〇〇円	〇、〇〇〇円未満	六九五、〇〇〇円以上	七三
第三十六級	七五〇、〇〇〇円	〇、〇〇〇円未満	七三〇、〇〇〇円以上	七七
第三十七級	七九〇、〇〇〇円	〇、〇〇〇円未満	七七〇、〇〇〇円以上	八一
第三十八級	八三〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円未満	八一〇、〇〇〇円以上	八五
第三十九級	八八〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円未満	八五五、〇〇〇円以上	九〇
第四十級	九三〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円未満	九〇五、〇〇〇円以上	九五
第四十一級	九八〇、〇〇〇円	〇〇五、〇〇〇円未満	九五五、〇〇〇円以上	一、〇〇五、〇〇〇円未満
第四十二級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上	一、〇五五、〇〇〇円以上	一、〇〇五、〇〇〇円未満
第四十三級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上	一、一〇五、〇〇〇円以上	一、〇〇五、〇〇〇円未満
第四十四級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一五、〇〇〇円未満	一、一五五、〇〇〇円以上	一、一〇五、〇〇〇円未満
第四十五級	〇円	一、一七五、〇〇〇円未満	一、一七五、〇〇〇円以上	一、一〇五、〇〇〇円未満

に改める。

〇
田

に改める。

〇
田